

入札（見積）結果調書

平成 31 年度

契約番号	第36-21-00076号		
件名	硬石山配水池ほか電動弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 1年 5月 24日	午後 1時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,052,000 円	主管課	36 配水センター
	<small>入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	390 その他		円
落札(決定)業者	60000004251 (株)クボタ 北海道支社		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
(株)クボタ 北海道支社							決定
	2,000,000		1,900,000				
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 硬石山配水池ほか電動弁整備修繕

2. 特定業者名 株式会社クボタ 北海道支社

3. 特定理由

本修繕は㈱クボタが製造した電動弁の整備である。

電動弁の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、的確な点検整備及び性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データ等がなければ履行が不可能である。

標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 北ノ沢第2ポンプ場自家発電設備整備修繕

2. 特定業者名 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 東日本本部 北海道支社

3. 特定理由

本修繕は三菱電機株式会社が製造した自家発電設備の整備である。

自家発電設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な点検整備及び性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、製造者である三菱電機株式会社から自家発電設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 真駒内南町ポンプ場ほかポンプ設備整備修繕

2. 特定業者名 株式会社西島製作所 札幌支店

3. 特定理由

本修繕は、(株)西島製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

平成 31 年度

契約番号	第36-21-00059号		
件名	円山西町高台ポンプ場No. 1ポンプ設備修繕		
入札(見積)年月日	令和 1年 5月 24日	午後 1時 50分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	3,780,000 円	主管課	36 配水センター
	<small>入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	390 その他		円
落札(決定)業者	60000013930 (株) 西島製作所 札幌支店		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 西島製作所 札幌支店							決定
	3,800,000		3,500,000				
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 円山西町高台ポンプ場 No.1 ポンプ設備修繕

2. 特定業者名 株式会社西島製作所 札幌支店

3. 特定理由

本修繕は、(株)西島製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 白川第3浄水場表洗ポンプほか整備修繕
2. 業者名 株式会社 日立テクノロジーアンドサービス
北海道営業所
3. 特定理由

本修繕の対象機器は、第3浄水場ろ過池洗浄及び高架水槽への揚水ポンプ並びに第2浄水場の急速攪拌に用いるポンプである。

本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能の回復を図るものであるが、対象機器は白川浄水場用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。

上記業者は、当該機器の設計・製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 白川第浄水場活性炭コントロール弁整備修繕
2. 業 者 名 株式会社 本山製作所 札幌営業所
3. 特 定 理 由
本修繕の対象機器は、取水に油分・臭気等が検知された場合に注入する活性炭量を調節するバルブである。
本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能の回復を図るものであるが、対象機器は白川浄水場用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。
上記業者は、当該機器の設計・製作者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
4. 根 拠 規 定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 白川浄水場 No. 4 導水ポンプ整備修繕
2. 業者名 株式会社 荏原製作所 北海道支社
3. 特定理由
本修繕の対象機器は、第3浄水場に原水を送る渦巻ポンプである。
本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能の回復を図るものであるが、対象機器は白川第3浄水場用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。
上記業者は、当該機器の設計・製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 白川第2浄水場次亜塩注入機整備修繕
2. 業者名 みずほ機工株式会社
3. 特定理由
本修繕の対象機器は、処理水の消毒剤に用いられている次亜塩素酸ナトリウムの注入を行う機器である。
本修繕は、対象機器の構造や特徴、設計時のデータなど製造元のみが保有する機器独自の情報と、専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の製造元である水道機工株式会社から対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上のことから、本修繕は上記業者以外が施行することは不可能である。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。